

伊豆市告示第35の2号

伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和5年8月24日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市産材の利用促進を図るため、伊豆市産材を使用した木造建築物を新築、増築又は木質化をする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 伊豆市産材 伊豆市において生産された木材をいう。

(2) 住宅 注文住宅及び併用住宅をいう。

ア 注文住宅 請負契約により建築され、又は請負契約によらないで自ら建築する木造住宅をいう。

イ 併用住宅 居住の用に供する空間（以下「居住部分」という。）と、店舗、事務所など業務の用に供する空間（業務部分）を併せてもつ建物をいう。

(3) 非住宅 住宅以外の用途に供する建築物をいう。

(4) 木質化 木材を用いた内装の改修をいう。

(5) 補助対象家屋 次の要件を満たした木造建築物をいう。

ア 住宅

(ア) 使用する木材の総使用量（延べ床面積（併用住宅の場合は居住部分に限る。以下同じ。）の値に0.2を乗じて得た値をいう。以下「木材総使用量」という。）のうち、3分の1以上が、伊豆市産材であり、かつ、当該木材が市内で製材業を営む者により製材された伊豆市産材であること。

(イ) 市内に事業所を有する大工、工務店等によって建築されたものであること。

(ロ) 延べ床面積は、80平方メートル以上であること。

イ 非住宅

(ア) 木材総使用量のうち、3分の1以上が、伊豆市産材であり、かつ、当該木材が市内で製材業を営む者により製材された伊豆市産材であること。

(イ) 市内に事業所を有する大工、工務店等によって建築されたものであること。

(ロ) 延べ床面積は、50平方メートル以上であること。

ウ 木質化

(ア) 使用する木材のうち、3分の1以上が、伊豆市産材であり、かつ、当該木材が市内で製材業を営む者により製材された伊豆市産材であること。

(イ) 市内に事業所を有する大工、工務店等によって建築されたものであること。

(ロ) 木材の使用面積は、30平方メートル以上であること。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に補助対象家屋となる住宅又は非住宅を新築、増築又は木質化する者で次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(2) 市町村税を完納している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、以下に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、住宅若しくは非住宅の新築、増築若しくは木質化に要した費用から国、県若しくは市の他の制度による補助金の交付額を除いた額又は当該各号に定める額のいずれか低い額とする。

- (1) 住宅の新築又は増築 1棟当たり30万円
- (2) 非住宅の新築又は増築 1棟当たり30万円
- (3) 住宅の木質化、非住宅の木質化 木質化に要した費用の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、木材の使用面積が60平方メートル未満の場合は10万円を限度とし、60平方メートル以上の場合、20万円を限度とする。

（申請書の提出）

第5条 住宅又は非住宅を新築、増築又は木質化しようとする者で、補助金の交付を受けようとする者は、建築確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証をいう。以下同じ。）の交付日の1月後（木質化にあつては、補助対象工事の着手予定日の2週間前）までに、伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 伊豆市産材使用確約書（様式第2号）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (3) 建築位置図
- (4) 平面図
- (5) 工事請負契約書等の写し
- (6) 伊豆市産材の使用箇所が確認できる図面（ただし、木質化に限る。）
- (7) 市町村税の完納を証する書類

（申請の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の対象となるものであると認めるときは、伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（注文住宅又は非住宅の新築、増築又は木質化における申請の変更の届出）

第7条 補助金交付の決定を受けた者は、伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付申請書の記載事項に変更があつた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（完了の報告）

第8条 交付の決定を受けた者は、上棟（棟木を取り付けることをいう。）の日（木質化にあつては、工事完了の日）から起算して10日を経過した日までに、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象家屋建築完了報告書（様式第4号）
- (2) 伊豆市産材出荷証明書（様式第5号）
- (3) 写真（木材及び上棟を確認できるもの）

（完了の報告の審査等）

第9条 市長は、前条の規定により完了の報告があつたときは、その内容を審査し、及び現地調査を行い、適当と認めるときは、その旨を伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第10条 前条の規定により交付の確定を受けた者は、通知を受けた日から20日以内に伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があつた場合において、内容が適正であると認めるときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日以降に建築確認済証の交付を受けた者から適用する。
(手続きの特例)
- 2 この告示の施行後(以下「告示後」という。)すでに建築確認済証の交付日から1月を経過している補助金交付の対象者の申請は、第5条の規定にかかわらず、告示後速やかに伊豆市産材使用建築物取得費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出する。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認済証の写し
 - (2) 伊豆市産材出荷証明書(様式第5号)
 - (3) 写真(住宅の全景がわかるもの)
 - (4) 工事請負契約書等の写し
 - (5) 伊豆市産材の使用箇所が確認できる図面(ただし、木質化に限る。)
 - (6) 市町村税の完納を証する書類
- 3 前項の場合において、第8条及び第9条の手続を省略し、第10条第1項の規定中「交付の確定」とあるのは「交付の決定」と読み替えるものとする。